**平成２９年（フ）第２号**
青森県五所川原市大字七ツ館字虫流53番地106
債務者　石岡　利江
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２９年（フ）第４号**
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉40番地62
債務者　畑山　剣憂
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２９年（フ）第６５号**
神奈川県小田原市小竹815番地　橘団地１－144
債務者　竹内多喜子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第６６号**
神奈川県平塚市根坂間694番地の11
債務者　中島　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第８号**
鹿児島県鹿屋市大浦町11464番地２　県営大浦団地３棟42号
債務者　小薄　　瞳
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２９年（フ）第９号**
山口県下松市大字末武上1913番地１　フロールヒルズＣ、前住所山口県下松市南花岡６丁目７番12―301号
債務者　坂本　由美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第６１号**
熊本市西区花園１丁目18番12号　セントポーリア花園202号、前住所熊本市西区島崎２丁目１番19号　水野ハイツ303
債務者　白石貞子こと　白　　貞順
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１０号**
さいたま市西区大字内野本郷440番地３　レーベンハイツ101
債務者　阿部　和彦
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第７８号**
さいたま市南区曲本５丁目10番10号　ラ・カーサ101
債務者　鶴町　公一
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１００号**
さいたま市南区大字大谷口1815番地　ボヌール明花207
債務者　井上　友美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１１４号**
埼玉県川口市並木３丁目26番８号　ハイムソフィスト302号
債務者　辻　佐和子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１４０号**
さいたま市西区三橋６丁目200番地14
債務者　山井　麻有
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１４７号**
さいたま市浦和区上木崎６丁目39番４号　ラ・フォーレ上木崎202号室、旧住所さいたま市浦和区上木崎２丁目11番15―106号
債務者　佐藤　武嗣
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１５２号**
埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納771番地３
債務者　坂本　光司
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１８５号**
埼玉県加須市下三俣723番地４
債務者　喜納　　薫（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第２０６号**
さいたま市中央区新中里３丁目３番18―506号
債務者　鮫島　重成
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第２０７号**
さいたま市中央区新中里３丁目３番18―506号
債務者　鮫島伊志子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係